

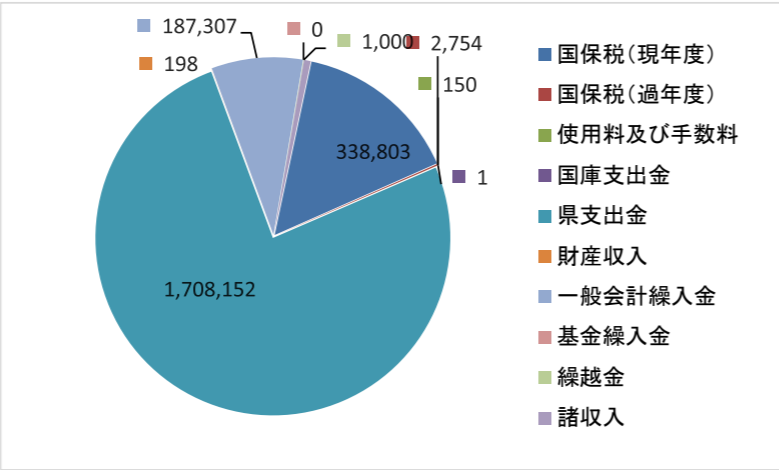
令和6年度 国民健康保険税の改定について

1 令和6年度の国保税改定の主な理由 県が目指す保険税率統一に向けて令和9年までに資産割率を段階的に引下げ、解消したい

2 令和6年度 国民健康保険特別会計予算案【概要】と現在の国保税率

【歳入】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税(現年度)	338,803	15.04
国保税(過年度)	2,754	0.12
使用料及び手数料	150	0.01
国庫支出金	1	0.00
県支出金	1,708,152	75.84
財産収入	198	0.01
一般会計繰入金	187,307	8.32
基金繰入金	0	0.00
繰越金	1,000	0.04
諸収入	13,834	0.61
合 計	2,252,199	100.00



改定に当たり、国保税の収入見込は最低限338,803千円確保したい。
現在の飯山市の国保税率は下記のとおり



区分	医療保険分	後期支援分	介護分	計
所得割率	6.90%	3.45%	2.60%	12.95%
資産割率	6.50%	3.20%	1.30%	11.00%
均等割額	20,000円	9,800円	7,500円	37,300円
平等割額	20,100円	9,700円	7,000円	36,800円

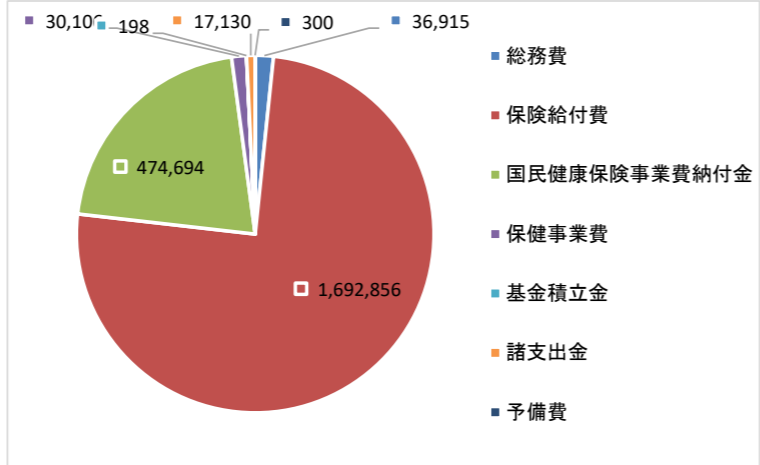
この11%を段階的に解消

参考 飯山市における資産割率の推移 単位:%

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資産割率	40.3	36.25	32.2	27.6	13.8	11.0
前年比	0	-4.05	-4.05	-4.6	-13.8	-2.8

【歳出】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	36,915	1.64
保険給付費	1,692,856	75.16
国民健康保険事業費納付金	474,694	21.08
保健事業費	30,106	1.34
基金積立金	198	0.01
諸支出金	17,130	0.76
予備費	300	0.01
合 計	2,252,199	100.00



～用語について～

医療保険分	国民健康保険制度の運営に充てられるもの
後期支援分	後期高齢者制度を現役世代で支えるためのもの
介護分	介護保険制度の運営に充てられるもの (介護運営制度の2号被保険者(40歳～64歳)の方が対象)

それぞれの区分ごと下記のとおり計算し合算

応能	所得割	(前年中の総所得額－430,000円)×税率 ※加入者ごと
	資産割	本年度の固定資産税(都市計画税を除く)×税率 ※加入者ごと
応益	均等割	加入者の人数×税額
	平等割	1世帯当たりの税額(加入者数に関わらず定額)

※保険給付費 市は保険給付に係る費用を国保連合会に支払い、県より同額の県支出金が市に給付されます。

※国民健康保険事業費納付金 市から県に納付する納付金です。県が毎年度翌年の金額を算定します。